



今後の大気・水環境行政における事業者 の自主的取組のあり方について(報告) 【概要版】

令和7年1月27日(月)
川崎市環境審議会大気や水などの環境保全部会

環境審議会への諮問の背景

川崎市大気・水環境計画に掲げる事業者の自主的な取組の更なる促進に向けて、条例など各種制度の見直しを行うため、令和6年5月に川崎市環境審議会へ諮問され、大気や水などの環境保全部会で審議を行ってきた。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成12年施行）

事業者の自主的な取組に関する条項

- 環境配慮書制度 第30～31条
- 環境負荷低減行動計画書制度 第68～77条
- 環境行動事業所制度 第32～39条

川崎市大気・水環境計画（計画期間：令和4～12年度）

基本施策Ⅰ 安全で良好な環境を保全する【基盤となる取組】

1 大気や水などの環境保全

- 大気・水環境に係る事業所等の監視・指導、モニタリングの実施（立入調査、許可申請・届出など）
- 苦情相談及び緊急時等への対応
- 大気や水などの生活環境保全に係る取組（水処理センターの高度処理化、河川改修等）

規制行政

基本施策Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る【新たな視点による取組】

1 環境配慮意識の向上

- 水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上など

2 多様な主体との協働・連携

- 市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進など

3 事業者の自主的な取組の促進

➢ 工場・事業場の自主的な取組を促進する取組

- 揮発性有機化合物(VOC)等排出削減に向けた取組の推進など

4 環境影響の未然防止

- 新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進など

複合的な環境施策の展開

主な環境分野
○資源循環
○自然共生
○脱炭素化

地域の特性を踏まえた取組

地域区分
○北部
○中部
○南部

諮問文

6川環推第261号
令和6年5月15日

川崎市環境審議会
会長 様

川崎市長 福田 紀彦

今後の大気・水環境行政における事業者の自主的な取組のあり方について（諮問）

川崎市環境基本条例（平成3年川崎市条例第28号）第13条第2項第2号の規定に基づき、標記の件について、貴審議会の御意見を伺います。

（諮問の趣旨）

本市では、これまで規制を中心とした公害対策により、多くの項目で環境基準を達成するなど、大気や水などの環境は大幅に改善してきました。

平成12年度に施行された「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」には、「環境配慮書制度」や「環境負荷低減行動計画制度」などを規定して、事業者の自主的な取組の促進を図ってまいりました。

令和4年3月には、更なる環境負荷低減に取り組むため、法律や条例に基づくこれまでの取組に加え、「事業者の自主的な取組の促進」や「多様な主体との協働・連携」など、新しい取組の柱を盛り込んだ「川崎市大気・水環境計画」を策定したところです。

今後の事業者の自主的な取組の促進につきましては、本市の現状や他分野の条例との関係性、社会情勢の変化等に合わせるとともに、事業者からの制度に対する御意見も踏まえ、更に事業者へ自主的な取組を促していく制度について検討していくため、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的な取組のあり方」について、貴審議会の専門的かつ幅広い見地に立った御意見を伺うものです。

第1章：川崎市の現状と課題①（1ページ～）

主な環境基準の達成状況

	大 気					水 質	
環境基準 の項目	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子 状物質(SPM)	微小粒子状物 (PM2.5)	光化学オキシダ ント(Ox)	【河川】 生物化学的酸素 要求量(BOD)	【海域】 化学的酸素要求 量(COD)
達成状況 (R5年度)	測定した全地点で達成				測定した全地 点で非達成	測定した全地 点で達成	沖合部で 非達成
全市 達成年度	S54	H25	H16	H28	—	H22	—

取 組 状 況

- これまで規制を中心とした対策の推進により、大気や水などの環境は大幅に改善しているが、**一部の項目で環境基準は非達成**
- 一部の非達成の項目については、大気・水環境計画のリーディングプロジェクトに位置付けるなど、環境基準の達成をめざして、調査・研究をはじめとする様々な取組を行っている
- 大気・水環境計画では、基本施策Ⅰでしっかりと環境負荷を低減させるとともに、基本施策Ⅱで更なる環境負荷低減と市民実感の向上を図るため、**市民・事業者ともに環境配慮に取り組ん**でいる

第2章：環境配慮に取り組む目的と必要性①（9ページ～）

背景① 広域的な環境影響

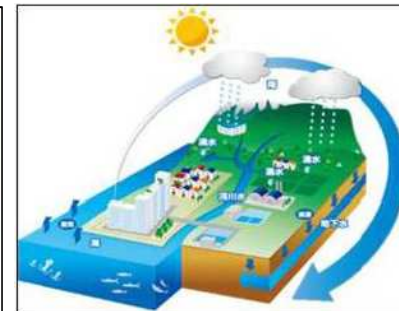
- 一つの事業所や市民一人ひとりが地域環境に及ぼす環境負荷は大きくななくても、トータルで地域環境に影響を与えてしまうこともある

背景② 地域環境に対する市民の満足度（令和元年度調査）

- 「空気のきれいさ」については約4割、「におい」については約3割が満足していない
- 「静かさ」「川・海などの水のきれいさ」は約5割が満足していない



光化学オキシダント等の生成の仕組み



水環境の状況

背景③ 苦情・事故の状況

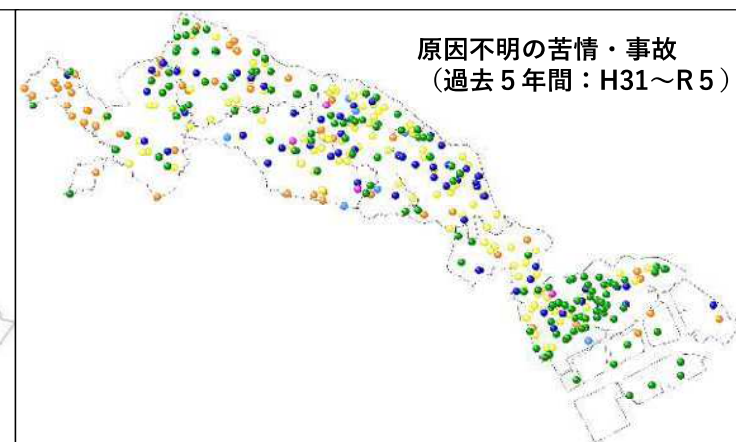
- 市内全域で起きており原因が特定できない苦情もある

環境配慮に取り組む目的と必要性

大気・水環境計画

「だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現」をめざす

法律や条例による規制だけでは対応できない物質等もあり、市内全域にある中小規模の事業所にも環境配慮に係る取組を拡げていくことが必要



将来像

- ネイチャーポジティブの観点も踏まえながら自主的取組による環境配慮に努めることでさらなる地域環境の改善が望める
- 市内全域で取組を進めることでよりよい環境が生まれ市民の生活環境への満足度が向上する

第2章：環境配慮に取り組む目的と必要性②（9ページ～）

川崎市大気・水環境計画

【基本施策の方向性Ⅱ】

安心で快適な環境を共に創る

基本施策Ⅱ-1 環境配慮意識の向上

基本施策Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携

基本施策Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進

基本施策Ⅱ-4 環境影響の未然防止

事業者の自主的取組

事業者の自主的取組を通じた環境配慮意識の浸透

現 状

既存の制度は、主に南部に集中している大規模事業所を対象として実施

環境配慮に取り組む事業所を**市内全域**へ拡大する

事業所の環境分野における自主管理への取組支援

現 状

環境行動事業所は、ISO14001を認定要件にしているため、主に大規模事業所が対象

環境保全に係る**自主管理**ができる**事業所**を増加させる

市民の環境配慮意識向上に向けた取組（NbSを活用）

【事例1】スナインバレー合同会社との共同研究



東扇島東公園人工海浜で、生物とプラスチックごみの潜水調査を実施して、結果をイベントや出前講座等を通じて市民に周知

【事例2】大学対校！ゴミ拾い甲子園in川崎市



ゴミ拾い甲子園に参加し、ごみの分類調査を実施

自然環境フィールドを活用した環境配慮意識向上の取組

「事業者」と「市民」が両輪となり環境配慮の取組を推進

生活環境（大気・水環境）が**良好**

市民実感（満足度）の**向上**

第3章：事業者の自主的取組の現状① (17ページ～)

各制度の概要 市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成12年度施行)

■環境配慮書制度 (従業員50人以上等の事業所に提出義務)

- ・指定事業所の設置又は変更など、環境負荷が大きい取組の際、どのような環境配慮を行うか市へ報告する制度
- ・指定施設の設置又は変更の許可申請時に提出
- ・記述式(最大51項目)

■環境負荷低減行動計画書制度 (一定規模の事業所に提出義務)

- ・自らの責任において環境への負荷を低減するため、中長期的行動計画を作成し、環境への負荷の低減を図る制度
- ・計画期間は5年間
- ・選択・採点方式(最大293項目)

■環境行動事業所制度 (要件みたせば全事業所申請可能)

- ・事業所の環境管理・監査の体制を確立している事業所を評価する制度
- ・ISO14001の認証取得等要件をみたした事業所(最大3年間)
- ・認定事業所 32事業所
- ・市公害防止条例の変更許可申請、一部届出が免除
- ・市ホームページでリストを公表

各制度の課題 (環境負荷低減行動事業所等へのアンケートより)

- ・市へ提出する書類に記載する項目が多い
(温暖化防止や廃棄物関係など他制度の取組と重複)
- ・算出方法、入力作業が複雑
- ・ISO14001の報告内容と重複

対象一覧

事業所数 (R5末)	指定事業所 (2,800事業所)		
	一定規模 の事業所 (52事業所)	従業員50人以上 等の事業所 (326事業所)	従業員50人未満の事業所 (2,474事業所)
環境配慮書	提出義務 (設置・許可申請時)		対象外
環境負荷低減行動計画書	提出義務	任意	対象外



第3章：事業者の自主的取組の現状② (17ページ～)

国の動き

2024年3月「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」策定(環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)
ネイチャーポジティブ経営 = 自然資本の保全の概念を重要課題として位置づけた経営

【移行後の絵姿(2030年)】

- 大企業の5割はネイチャーポジティブ経営に
- ネイチャーポジティブ宣言の団体数を1,000団体に
⇒ 中小企業、自治体、NGO団体含め宣言が発出されることで、取組機運の維持、市場確保に繋げる

中小規模の事業所の取組状況 (中小規模の事業所へのアンケートより)

■対象事業所

①、②の事業所から438事業所を抽出し実施

①中規模の事業所 260事業所
(環境行動事業所14事業所を除く)

②小規模の事業所で製造業の事業所 178事業所
製造業1,527事業所のうち条例施行日(平成12年12月)以降に届出のあった事業所

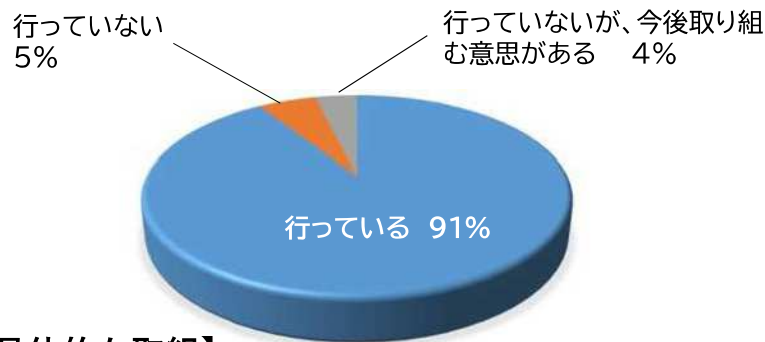
■回答数 133事業所/438事業所(回収率 30.4%)
[内訳:①81事業所 ②52事業所]

事業所数 (R5末)	指定事業所 (2,800事業所)		
	一定規模 の事業所 (52事業所)	従業員50人以上 等の事業所 (326事業所)	従業員50人未満の事業所 (2,474事業所)
アンケート	対象外	対象 ①260事業	製造業を対象 ② 1,527事業所

第3章：事業者の自主的取組の現状③ (17ページ～)

中小規模の事業所への環境配慮に関するアンケート結果

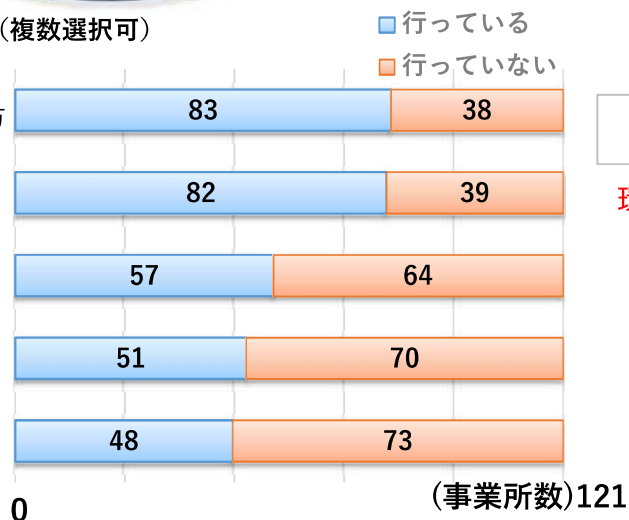
【設問1】環境配慮や負荷低減の取組の有無



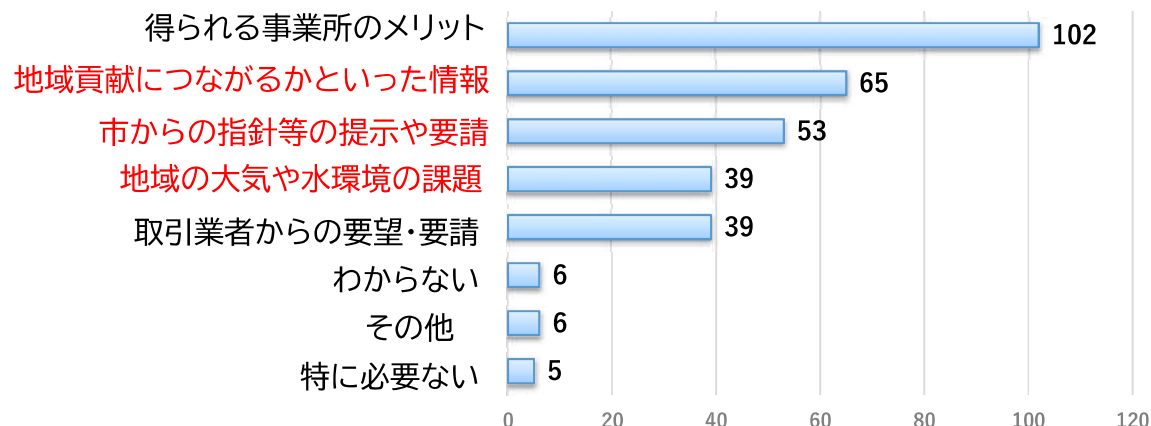
【具体的な取組】

(複数選択可)

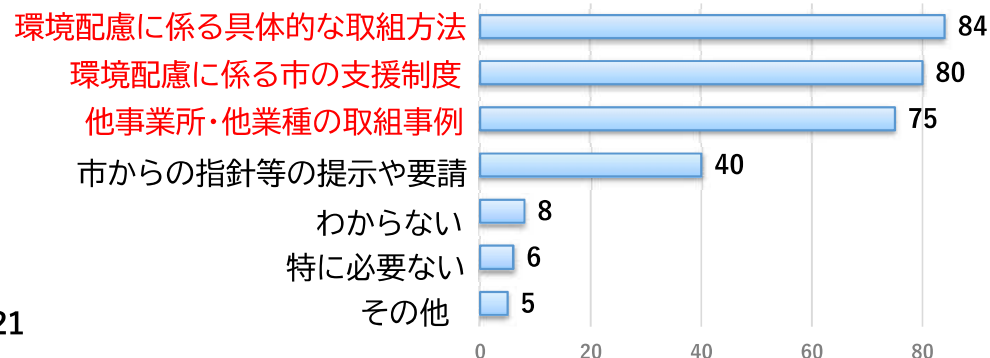
大気汚染物質や粉じん、悪臭が発生しないよう施設の適正な管理や作業方法の改善
 水質事故を起こさないよう排水の適正な管理の実施
 エコドライブ、エコ通勤の実施
 環境配慮の性能の高い装置の導入
 騒音や振動を出さないよう、防音や防振対策の実施



【設問2】さらに環境配慮に取り組むきっかけ・動機 (複数選択可)



【設問3】どのような情報・仕組みが必要か (複数選択可)



第3章：事業者の自主的取組の現状④（17ページ～）

中小規模の事業所への環境配慮に関するアンケート結果まとめ

- ✓ アンケートに回答した事業所の中では、環境配慮の取組を行っている事業所が多い
- ✓ きっかけ・動機があれば、さらに環境への配慮や負荷の低減に取り組もうと考えている事業所が多い
- ✓ 地域貢献につながる取組や地域の課題の情報を必要とするなど地域を意識している事業所が多い
- ✓ 取組方法や取組事例などの情報や支援制度などが必要と考えている事業所が多い

中小規模の事業所は環境配慮への取組意欲も高いことがわかったことから、さらに環境配慮の取組を浸透させるしくみや支援制度を整えることにより、さらなる環境改善が見込まれる

中小規模の事業所が意識している「地域課題の情報」やすでに取り組まれている「先進事例」を行政が情報発信し、同規模の事業所に横展開することで取組の拡大が期待できる

既に環境配慮に取り組んでいる事業所の取組を、地域へ「見える化」するしくみを構築することで、事業所のモチベーションを高め、より環境配慮への取組を促進させる効果が期待できる

事業所の環境配慮の取組を市内全域へ広げていく

第4章：事業者の自主的取組のあり方に係る考え方①（26ページ～）

事業者の自主的取組のあり方

事業者の自主的取組のあり方を検討する上で
ポイントとなる3つの取組

- 【ポイント1】環境配慮を深め広げる取組
- 【ポイント2】地域の特性・課題を踏まえた取組
- 【ポイント3】事業者の負担を減らす取組

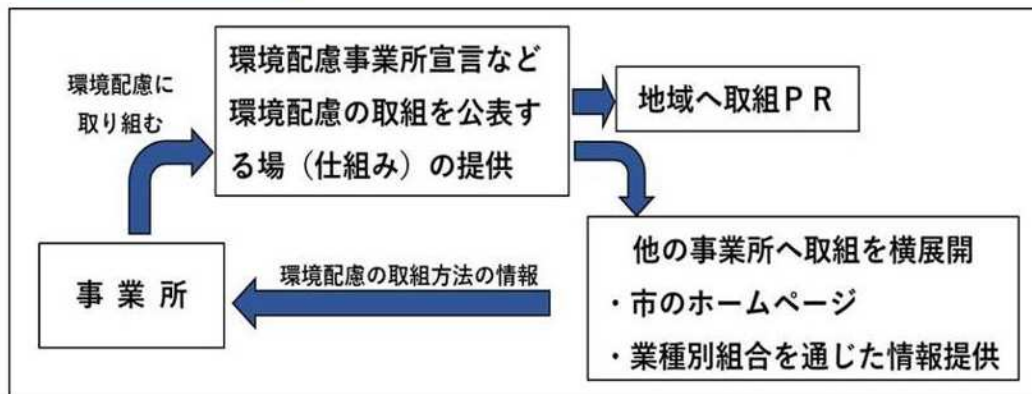
【ポイント1】環境配慮を深め広げる取組

（1）環境配慮の取組を広げるためのしくみづくり

提案する取組

- ・環境配慮に取り組んでいる事業所の取組を他事業所へ横展開
- ・小規模の事業所も無理なく環境配慮の取組を実践できるよう**条例以外のアプローチ**で推進

取組の考え方



- ✓ 環境配慮に頑張っていることを自ら宣言した事業所へ、取組を公表する場(しくみ)を提供し、業種別組合などにも協力をいただきながら、他事業所へ取組内容を横展開
- ✓ 環境配慮に取り組んでいる事業所を支援するしくみを検討
- ✓ 様式については、今回見直しを行った環境配慮書を活用するなど、事業所の負担が少なく、取り組みやすい工夫が必要

第4章：事業者の自主的取組のあり方に係る考え方②（26ページ～）

【ポイント1】環境配慮を深め広げる取組

（2）事業所の自主管理をさらに促進させるしくみづくり

提案する取組

中小規模の事業所も環境行動事業所に認定できるしくみを検討するとともに、環境行動事業所の制度の充実を図る

取組の考え方

■環境行動事業所の認定要件

✓ 中小規模の事業所も申請できる認定要件(案)

①ISO14001取得(国際管理規格)

②エコアクション21取得(環境省作成)

③川崎市版EMS提出(環境負荷低減行動計画書様式)

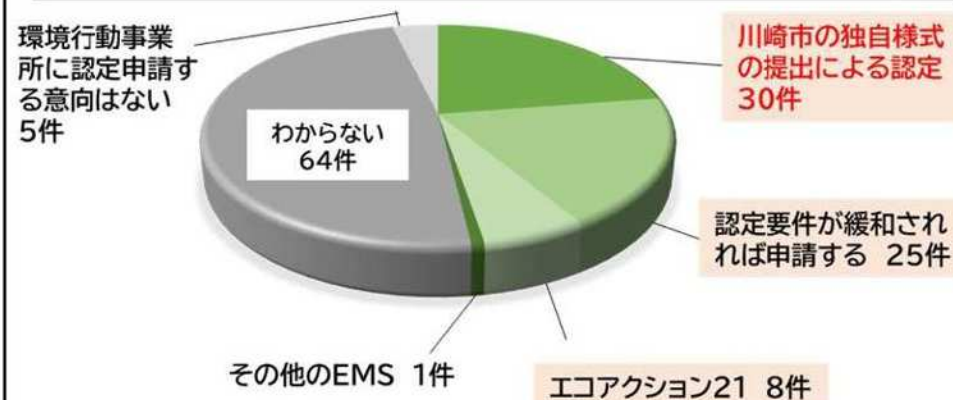
【③を加えた理由】

- 費用的に①②の取得が困難な事業所も申請可能
- 川崎市独自のEMSである環境負荷低減行動計画書制度を活用

■環境行動事業所の制度の充実

- ✓ 経済型支援・伴走型支援(環境行動事業所申請のサポート)・広報型支援(環境行動事業所の広報や販路拡大)・連携型支援(他制度との連携)など、中小規模の事業所も含めた指定事業所を応援する機会・支援策を拡大していくことが必要
- ✓ 制度を事業所へ活用してもらえるよう、普及・啓発をしっかりと行うことが必要

【設問】中小規模の事業所への意向調査 (希望する追加の認定要件)

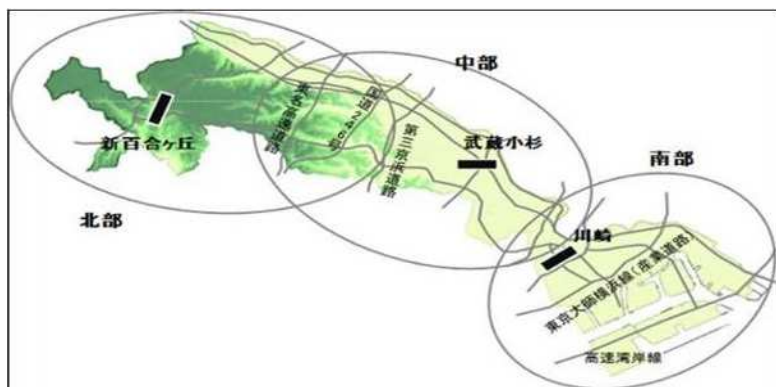


第4章：事業者の自主的取組のあり方に係る考え方③（29ページ～）

【ポイント2】地域の特性・課題を踏まえた取組の推進

（1）事業者へ地域課題の積極的な情報提供

提案する取組 地域特性・課題の情報発信とそれを踏まえた環境配慮の取組を推進する



地 域	地域の特性・課題から特に配慮が必要な項目
南 部 (臨海部)	●大気質 ●臭気 ●水質 ●自動車排出ガス ●化学物質
中 部 (内陸部)	●大気質 ●臭気 ●水質 ●騒音・振動
北 部 (丘陵部)	●大気質 ●臭気 ●水質 ●土壌・地下水質

取組の考え方

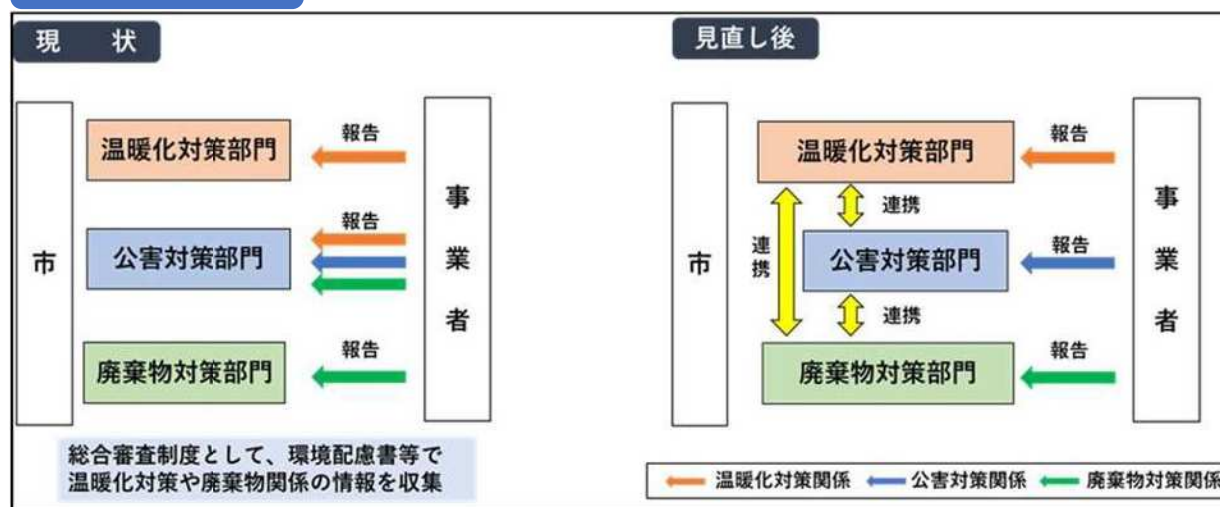
- ✓ 事業者へ地域の課題等を積極的に情報発信
- ✓ 川崎市を南部(臨海部)・中部(内陸部)・北部(丘陵部)の3つに分類し、地域の特性・課題を踏まえて、事業者の自主的取組を推進
- ✓ 大気環境については、他地域からの移流の影響を受けることがあることについて丁寧に説明
- ✓ 地域の課題に見合った環境負荷の低減に向けた、区別ごとの環境データなどの情報発信を検討

第4章：事業者の自主的取組のあり方に係る考え方④（31ページ～）

【ポイント3】事業者の負担を減らす取組

（1）他制度との重複の整理

提案する取組 事業所からの報告内容について、他制度等との重複の整理を行う



環境配慮項目

【現状】

- ①大気汚染 ②水質汚濁 ③化学物質
- ④自動車公害 ⑤地球温暖化
- ⑥省資源・省エネ ⑦オゾン層 ⑧廃棄物
- ⑨組織体制 ⑩騒音・振動 ⑪その他

【見直し後】

- ①大気汚染 ②悪臭 ③水質汚濁
- ④化学物質 ⑤自動車排出ガス
- ⑥騒音・振動 ⑦土壌汚染 ⑧その他

取組の考え方

- ✓ 他制度との報告事項のすみ分けを実施することで、環境配慮項目の内容を整理し、市への重複した報告を省くなど、事業者の負担を軽減
- ✓ 温暖化対策部署や廃棄物対策部署とは行政内部でしっかり連携し、協働して環境改善に係る施策に取り組むことが必要
- ✓ 環境配慮項目は、典型7公害をもとに川崎市の状況に基づいて設定

第4章：事業者の自主的取組のあり方に係る考え方⑤ (31ページ～)

【ポイント3】事業者の負担を減らす取組

(2) 環境配慮書の見直し

提案する取組 事業所が環境配慮に、より取り組みやすくなるよう様式等の見直しを行う

【見直し後】

【現 状】記述式(環境配慮項目:最大51項目)

第17号様式(付表1)

環境への負荷の低減に係る配慮概要書

項 目	環 境 配 慮 の 概 要
無害な又は有害性のより少ない原料の選択及び有害な物質の使用がより少ない製造方法の選択	・環境負荷の少ない物質を選定するため、社内規定の基準に沿って選定している。 ・脱脂洗浄施設で用いるジクロロメタン等を含む有機溶剤については、代替物質への転換を進めており、使用量を削減している。
施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善等による物の製造、処理、廃棄等の工程から副次的に生ずるおそれがある有害な物質の発生の防止	・ボイラーは低NOxバーナーの機種を設置の上、燃料として都市ガスを使用し、窒素酸化物の排出量を削減している。 ・塗装施設で使用する塗料は、炭化水素系物質の含有量が少ないものを選定し、使用している。
原材料及び水の使用並びにエネルギーの消費をより少なくするための製造される物の性状及び物の製造の工程の転換	・製造の工程における原材料の使用量の低減化のため、製品の軽量化技術の研究を進めている。 ・事業所の水の使用について、冷却水等はクーリングタワー等によるリサイクルにより使用量を低減化している。
排水中の窒素含有量及びリン含有量を低減する措置による海域における富栄養化に伴う水質悪化の防止	・窒素及びリンを含む副原料及び洗浄剤について、含有量が少ないものを選定し、使用量を削減している。 ・窒素及びリンを含む排水は、排水処理施設で処理後、水質確認の上、海域へ放流している。

- 記述式から**チェック式**へ(最大40項目程度)
- 「日常管理」など配慮分類の明確化
- 他制度との重複項目の見直し
- 地域別に特に配慮が必要な項目を設定

第18号様式(1面)

環境への負荷の低減に係る配慮概要書(案)

項目	重点	番号	配慮分類	環境配慮事項	実施している	今後実施予定	実施していない	関連なし	コメント 記載あり
大気汚染	全般	1	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善による大気汚染物質の発生の防止	☐	☐	☐	☐	☐
		2	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善による臭気等の発生の防止	☐	☐	☐	☐	☐
		3	【進んだ取組】	より環境性能の高い(窒素酸化物の排出が少ない、燃効率が高い)燃料の使用	☐	☐	☐	☐	☐
		4	【進んだ取組】	代替物質又は有害性のより少ない原料や燃料の選択	☐	☐	☐	☐	☐
		5	【進んだ取組】	炭化水素系物質の排出削減に向けた適正な管理体制の構築	☐	☐	☐	☐	☐
騒音	全般	6	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善による騒音の発生の防止	☐	☐	☐	☐	☐
水質汚染	全般	7	【日常管理】	施設及び排水の適切な管理による水質悪化の発生の未然防止	☐	☐	☐	☐	☐
		8	【進んだ取組】	公共用水域の水質汚濁の低減(無害又は有害性の少ない原料の選択など)	☐	☐	☐	☐	☐

取組の考え方

- ✓ 他条例との重複を整理し、内容を見直すことで、事業所の負担を軽減
- ✓ チェック式にすることで環境配慮の取組状況を、毎年数値化して検証

第4章：事業者の自主的取組のあり方に係る考え方⑥ (31ページ～)

【ポイント3】事業者の負担を減らす取組

(3) 環境負荷低減行動計画書の見直し

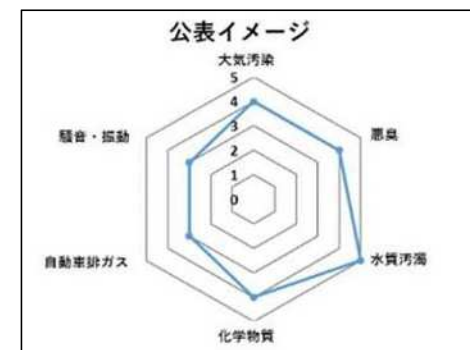
提案する取組 環境マネジメントシステム(EMS)に継続して取り組むことができる環境の整備とさらなる浸透

取組の考え方

- ✓ 様式については、他条例との重複を整理し、内容を見直すことで、事業所の負担を軽減
- ✓ ISO14001を取得している事業所は、公害関係の届出が一部免除になる環境行動事業所へ誘導するなど、伴走型支援を行うことで事業所の負担を軽減
- ✓ 提出が任意となっている事業所へのEMSのさらなる浸透のため、環境行動事業所制度と連携した制度設計を検討

取組の評価基準

- 環境配慮書については、年度ごとに「日常管理」の項目について取組状況をグラフ等で公表 ⇒ 項目ごとに5段階評価を行うなどわかりやすく提示
- 環境配慮に取り組んでいる事業者であることを自ら宣言できる制度を創設し、積極的に公表していくことで、事業所を支援
- 環境配慮書を提出した事業所を対象に定期的にアンケートを実施
⇒ 環境配慮に対する意識調査
- 環境行動事業所 現在32事業所 ⇒ 70事業所へ増
- 環境配慮の取組の成果は、大気・水環境計画の目標の達成状況から総合的に判断



第5章：今後の方向性① (37ページ)

■環境配慮への取組について

- ✓ 今回の中小規模の事業所へのアンケートでも判明した既に環境配慮に取り組んでいる事業所が、さらに環境配慮の取組を推進できるよう、後押しとなる施策を展開することが必要
- ✓ 今回のアンケートに回答いただけなかった事業所やこれまで環境配慮に取り組めていない事業所に、どのようにアプローチしていくかが重要
- ✓ 環境配慮の取組が進んでいない事業所には、条例以外のアプローチで、日常管理のなかでどのような取組を取り入れたらいいかなどの情報を届けるなど、環境配慮の取組を拡げていくことが必要
- ✓ 地域の特性・課題や環境データを情報発信することも必要
- ✓ 環境配慮に取り組む事業所を後押しする支援策など、事業所がモチベーション高く取り組むことができる施策を検討するとともに、成果指標などを用いて、取り組んだ結果を「見える化」するなどの工夫が必要
- ✓ 新たな環境課題が生じた場合にも対応できるよう、環境配慮の項目を時流に合った内容に改善するなど、定期的に必要な見直しを行っていくことが望ましい

第5章：今後の方向性② (37ページ)

■行政側の姿勢について

- ✓ 事業所が環境配慮の取組を取り入れるに際し、困っていること、わからないことなどについて、定期的に説明会等を開催するなどして、日常的にサポートしていくことが必要
- ✓ 事業者の負担軽減のため、他の環境分野の部署へ重複して報告している内容については一定程度整理するよう提言しているが、取組が縦割りにならないよう、協働して環境改善に係る施策に取り組んでいくことが必要
- ✓ 電子化についても対応していくことが必要
- ✓ 広域的な環境影響も視野に入れながら、他都市と連携した取組を推進していくことが必要

■まとめ

- ✓ 「事業者」と「市民」の取組が両輪となって環境配慮の取組を推進し、川崎市や周辺地域の生活環境をより良くしていき、市民実感の向上を図ることで、「だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現」を目指していくことが望ましい

今後の大気・水環境行政における
事業者の自主的取組のあり方について
(答 申) (案)

令和7年1月27日
川崎市環境審議会

はじめに

川崎市では、これまで規制を中心とした公害対策により、多くの項目で環境基準を達成するなど、大気や水などの環境は大幅に改善されてきた。

平成12(2000)年度に施行された「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」には、「環境配慮書制度」や「環境負荷低減行動計画制度」などを規定して、事業者の自主的取組の促進を図ってきており、令和4(2022)年3月には、更なる環境負荷低減に取り組むため、法律や条例に基づくこれまでの取組に加え、「事業者の自主的な取組の促進」や「多様な主体との協働・連携」など、新しい取組の柱を盛り込んだ「川崎市大気・水環境計画」を策定した。

今後の事業者の自主的取組の促進については、川崎市の現状や他分野の条例との関係性、社会情勢の変化等に合わせるとともに、事業者からの制度に対する御意見も踏まえ、更に事業者へ自主的取組を促していく制度について検討していく必要がある。

このため、川崎市は、令和6(2024)年5月15日に環境審議会へ、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方」について、諮問した。また本件については、より専門的な審議を行う必要があることから、大気や水などの環境保全部会に付議し、川崎市がこれまで取り組んできた制度の課題等をもとに、4回にわたり幅広い見地から審議を進めてきた。

この度、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方」について、環境審議会として審議結果を取りまとめたので、ここに答申する。

付属資料4 川崎市環境審議会(大気や水などの環境保全部会)の開催経過

「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（答申）」に関して、環境審議会・大気や水などの環境保全部会で審議を進めるにあたっては、環境基本条例施行規則第15条の規定により、川崎市環境局を事務局とし必要な庶務を行い、審議・議論に必要なデータ分析や資料提供等を行いながら進めた。

開催年月日	会議等	内容
令和6(2024)年5月15日	第1回環境審議会 (諮問)	・今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（諮問） ・大気や水などの環境保全部会の設置について
令和6(2024)年5月15日	第1回環境審議会 大気や水などの 環境保全部会	・正副部会長の選出について ・事業者の自主的取組に係る現制度について
令和6(2024)年8月2日	第2回環境審議会 大気や水などの 環境保全部会	・今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について
令和6(2024)年10月28日	第3回環境審議会 大気や水などの 環境保全部会	・今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について
令和7(2025)年1月8日	第4回環境審議会 大気や水などの 環境保全部会	・今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（報告案審議）
<u>令和7(2025)年1月27日</u>	<u>第2回環境審議会</u>	<u>・今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（答申案審議）</u>